

# 都大路法律事務所NEWS

MIYAKO OHJI Law Office News

●第33号● 2005. 1  
京都市中京区庚川通西賀町西入巴町81番地  
TEL075-251-0707(代) FAX075-251-0506

謹賀新年



## ご挨拶

2005年の新春を皆様お変わりなくお元気で迎えられたことと存じ上げます。近況でございますが、昨年11月26日に独禁法改正審議のため衆議院産業経済委員会に参考人として呼ばれ意見陳述致しました。ロースクールで使う教科書として「消費者法講義」(日本評論社)を共同で執筆し刊行しました。日常業務としては、破産、債務整理事件とともに、交通事故、相続、離婚、家屋明渡のご依頼が近時多いようです。

弁護士報酬敗訴者負担制導入法案については弁護士会として集会、パレード、国会議員要請など運動を推進し、大変うれしいことに前国会終了とともに廃案が決定しました。皆様のご支持に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。(安保嘉博)

昨年10月、イタリアを旅行しました。仕事を休んでの旅行で、実は後ろめたい気持ちで出掛けました。しかし、たくさんのマリア像に出会い、私は無信心ですが、マリア様の眼差しの前に、日々の自分の姿や仕事のやり方等を見つめ直す時間を持つことができ、弁護士としての良心をみがくことができました。

京都家庭裁判所調停委員、審議会委員など新しい仕事が増え、時間のやりくりが大変になっていますが、弁護士の業務にも良い刺激になっています。

テンポの速い法改正が続いている。日々の研鑽に努めたいと思いますので、今年もよろしくお願いします。(安保千秋)

皆様の今年一年のご活躍を心より祈念させていただきます。

弁護士 安保嘉博

弁護士 安保千秋

新年は1月6日(木)より営業させていただきます。

ウェッキオ橋とヴァザーリの廊下

フレンツェ 2004.10

# 家主の倒産、賃借人の敷金の保全と競売

①賃借している建物が競売になつたら、借主が差し入れている敷金は競落人に引き継いでもらえるのでしょうか。

昨年3月以前に成立した賃貸借であれば競売よりも保護されている場合には引き継いでもらえます。どのような場合かというと、契約期間が3年未満の賃借権です。期間が満了すれば更新はされず明渡となります。敷金返還は競落人に請求できます(短期賃借権保護制度)。

ところが平成16年4月1日以降に成立した賃貸借では民法が変わり短期賃借権保護制度が無くなりました。このため全ての抵当権よりも早い年月日に締結されたようなごく限られた賃借権を除いては、賃借人の敷金が引き継がれないだけでなく、競売から6ヶ月で明け渡しを強制されることになりました(民法の一部改正)。不動産競売を円滑にするとの立法目的です。

②それでは賃借人はどのようにして敷金を保全すればよいのでしょうか。

家主が倒産して建物が競売になりそうなときには、競落人に対しては敷金返還を請求できないことを見越して、毎月の賃料の支払いを止めて敷金との相殺を主張する借家人が多いのが現実です。しかし「敷金とは、賃借人が賃貸人に対して負担する賃貸借上の債務一例えれば賃料支払債務一を担保するためあらかじめ賃貸人に預託しておく金銭であり、契約終了時に返還を請求できるもの」ですから、契約存続中の賃借人からの相殺は無効として、家主から賃料不払による明け渡しを求められることがあります。実際借家人側でこのような裁判を遂行したところ一審は頭の固い裁判官に当たり負けましたが、高裁では、倒産して借家が競売にかかる事態にした家主が、借主の賃料不払いを理由に明け渡し請求することは許されないと判断で逆転勝利しました。悩ましい問題ではあります。

安  
保  
嘉  
博



ドゥオーモの頂塔から、フィレンツェ

## 新人事訴訟法について

事務所ニュースに何を書こうか、やっぱり大きく改正された法律の紹介をすべきだろと、改正破産法の原稿を書き上げました。それほどこの1月1日から施行される改正破産法は近年ナンバーワンの大改正なのです。しかし、考えてみれば、この1月1日から施行されるとはいえ、お正月から破産法の話題では、景気に水を差すようですので、もうちょっと身近な新人事訴訟法を御紹介致します。

家庭裁判所の機能の拡充によって、人事訴訟事件の審理を充実し迅速化を図るために、新人事訴訟法が2004年4月1日から施行されました。

人事訴訟事件には、①婚姻関係の事件(離婚事件など)、②親子関係の事件(認知事件、嫡出子否認事件など)、③養子縁組関係の事件(離縁事件など)があります。

主な改正点の第1は、第1審の管轄をこれまでの地方裁判所から家庭裁判所に移管しました。第2は、離婚訴訟において子の親権者を決める際に、家庭裁判所調査官による調査を活用できることになりました。第3は、国民の良識を反映させるために、国民の中から選ばれた参与員の関与を求め、その意見を聞くことができるようになりました。京都家庭裁判所では、2004年11月時点で122件、そのうち、参与員の関与があった事件は8件、調査命令の事件は2件だそ

うです。私は、2004年3月段階で、京都家庭裁判所では法廷増設工事なども行なわれておらず、準備状態が分からなかったので、2004年3月末までに、人事訴訟で提訴すべき事件は、京都地方裁判所にかけ込み提訴致しました。そのため、家庭裁判所で参与員や調査官が関与する事件は今のところなく、地裁と家裁が同一庁舎にあるところは、法廷も同じ法廷を使っているので、事件番号が地裁(タ)事件から家裁(家ホ)事件になったくらいしか違いは感じられません。

しかし、これまでなかった訴訟上の和解による離婚や離縁ができるようになり、先日、初めて訴訟上の和解で離婚が成立したケースを経験しました。

人事訴訟が家庭裁判所に移管したことにより、人事訴訟がどのように充実、迅速化するのか、また、家庭裁判所の調停審判の実務や雰囲気にはどのような影響を与えるのか興味深いです。

なお、最後に改正破産法についてもひとつだけ御紹介します。これまでには、養育費支払請求権も破産債権として、免責決定が出ると破産者に対して請求できなくなりましたが、今回の改正で非免責債権となわり、破産者が免責されても請求できる債権に加えられることになりました(子どもの立場からはちょっとよいニュースですね)。

安  
保  
千  
秋